

—平成24年度 医学生地域医療奨学金について—

鳥取大学医学部医学科（島根県枠）入学者のみなさまへ

この制度は、将来県内の医療機関で勤務しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することにより、県内医療機関における医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

1. 貸与額と交付方法等

(1) 貸与額

入学金相当 282,000円（入学年のみ）

貸与月額 100,000円

(2) 交付方法

毎月1回交付します。ただし、年度初めの交付の際は2ヶ月分以上をまとめて交付する場合があります。

(3) 貸与期間

大学の課程を修了する月まで（ただし、正規の修業年限を超えることはできません。）

貸与期間の始期は、平成24年4月です。

2. 貸与申請手続

奨学金の貸与申請にあたって、次の書類を提出してください。

提出期限：平成24年4月13日（金）【締切厳守】

(1) 医学生地域医療奨学金貸与申請書（様式第1号）

（必ず独立の生計を営む身元確実な成年者1名を連帯保証人とすること。申請者の保護者を充てることも可能です。）

※今後の連絡のために、メールアドレスを記載してください

(2) 大学の在学証明書

（必ず在学年が記載されているものを提出すること）

(3) 市町村長の発行する所得証明書

（本人と生計を一にする家族全員（無収入の者及び本人を含む）及び連帯保証人のもの）

(4) 大学長の推薦書（出身高等学校長の証明する調査書をもって代えることも可能）

※入学直後の応募となり、大学長の推薦書が作成できないため、出身高等学校長の調査書を提出してください。

3. 提出先

島根県医療政策課に提出してください（郵送可）

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室 (Tel 0852-22-6684)

4. 貸与者の決定

申請書類を審査のうえ被貸与者を決定し、通知します。

5. 奨学金の交付手続き

貸与を決定した方に、貸与決定書とともに奨学金交付に必要な次の書類を送付しますので、必要事項を記載及び押印のうえ医療政策課に提出してください。

なお、この交付申請に係る手続きは、毎年度行います。

(1) 医学生地域医療奨学金交付申請書(様式第4号)

(2) 被貸与者本人の口座振替申出書

注1)インターネットバンクは、県の会計上利用できません。

注2)通帳の氏名のページのコピーを添付してください。

口座名義(カタカナ)や番号に誤りがあると入金できなくなります。

確認のため必要ですので提出をお願いします。

※交付申請書を提出された後に、交付決定を通知するとともに、申し出の口座に入金します。(入金日は、交付決定の際にお知らせしますが、5月31日を予定しています。)

※入金にあたっては、月額10万円は原則毎月10日前後に、申出の口座に入金します。

ただし、平成24年度の入学金相当(282千円)、4月分及び5月分の月額分(10万円)は、まとめて5月31日に入金を予定しています。

6. 奨学金の返還の免除

下記の条件に該当する場合には奨学金の返還が免除されます。

大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までの間に、貸与期間に相当する期間、指定医療機関において(そのうち1/2の期間は特定地域医療機関)、医師の業務(初期臨床研修期間を除く)に従事したとき。

＝卒業後18年以内に、指定医療機関で3年間、特定地域医療機関で3年間の計6年間勤務で、返還を免除。

※指定医療機関、特定地域医療機関については、P4を参照

7. 貸与金の返還

貸与した奨学金は、貸与を受けた者が次の事由に該当するときは、その事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と、各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該事由が生じた日までの日数に応じ年10%の利子を付けた金額との、合計額を返還しなければなりません。

(1) 返還事由

①奨学金の貸与が取り消されたとき（次の各号に該当する場合）

- 1) 退学したとき
- 2) 心身の故障のため大学の医学課程、初期臨床研修を修了する見込みがなくなったとき
- 3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 4) 指定医療機関に勤務する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき

②大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき

③大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して、貸与期間の3倍に相当する期間を経過する日までに、「6. 奨学金の返還の免除」に記載の免除の条件を、達成できない見込みとなったとき

④貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中に、業務上の事由によらない死亡、又は心身の故障により医師の業務に従事できなくなったとき

(2) 返還方法

原則、返還事由が生じた日の属する月の翌月末日までの一括返還です。

特別な事情等があれば、相談により返還方法を変更できる場合もあります。

なお、納入通知書にある返還期限に遅れた場合には、別途延滞金（年利15%）が必要となります。

8. 地域医療実習への参加

島根の地域医療に対する理解を深めてもらうため、島根大学と協力して実施している中山間地や離島の医療機関等での医療実習に参加してください。

※別添「チラシ参照」

【問い合わせ先】

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室（Tel 0852-22-6684）

URL：<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/kenko/iryo/ishikakuhotaisaku/>

（※上記Webサイトから各種様式がダウンロードできます。）

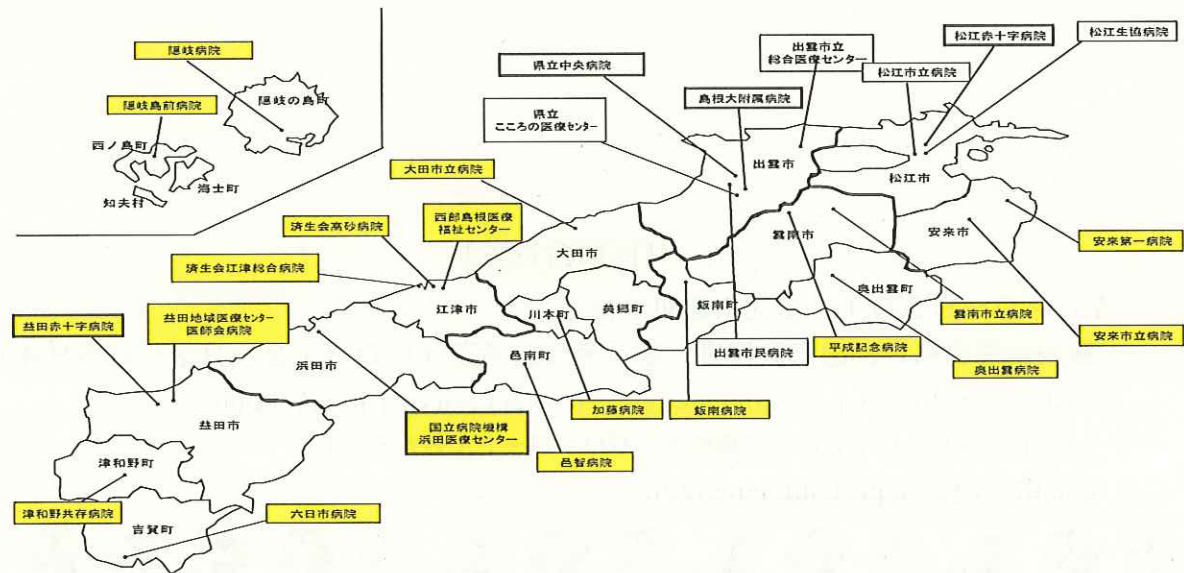
e-mail：iryous@pref.shimane.lg.jp



指定医療機関及び特定地域医療機関の主な病院 (H23年12月現在)

圏域	医療機関	特定地域 医療機関	指定医療機関該当根拠※		
			①	②	③
松江	松江市立病院		○	○	
	松江生協病院			○	
	松江赤十字病院		○	○	○
	安来市立病院	○	○		○
	社会医療法人昌林会安来第一病院	○			○
雲南	雲南市立病院	○	○		○
	医療法人陶朋会平成記念病院	○			○
	奥出雲町立奥出雲病院	○	○		○
	飯南町立飯南病院	○	○		○
出雲	出雲市民病院			○	
	島根県立中央病院		○	○	○
	島根大学医学部附属病院		○	○	○
	出雲市立総合医療センター		○		○
	島根県立こころの医療センター		○		
大田	大田市立病院	○	○		○
	医療法人仁寿会加藤病院	○			○
	公立邑智病院	○	○		○
浜田	国立病院機構浜田医療センター	○		○	○
	島根整肢学園西部島根医療福祉センター	○			○
	島根県済生会高砂病院	○	○		
	島根県済生会江津総合病院	○	○		○
益田	益田赤十字病院	○	○	○	○
	益田地域医療センター医師会病院	○			○
	津和野共存病院	○	○		
	社会医療法人石州会六日市病院	○			○
隠岐	隠岐広域連合立隠岐病院	○	○		○
	隠岐広域連合立隠岐島前病院	○	○		○

※該当根拠の①～③は、以下の指定機関の区分の番号を示しています。
 ① 県内の公的な医療機関 ② 臨床研修指定病院 ③ へき地医療拠点病院
 ※上記の他、公立診療所も指定医療機関に入ります。



夏季・春季地域医療実習

医学生に地域医療を肌で感じてもらう事業です！

医学生のみなさんに島根の地域医療に対する理解を深めていただくため、中山間地や離島の医療機関等での医療実習を島根大学と協力して実施します。島根県の地域医療で働く人たちとの交流により、地域医療にたずさわる魅力ややりがいを実感してください。

対象

- 1 島根県出身の自治医科大学在学中の医学生
- 2 島根県から奨学金の貸与を受けた医学生
- 3 島根の地域医療に興味を持つ医学生（大学や出身は、問いません。）

実施時期

年に2回 夏季・春季の長期休業の時期に実施

研修地域

松江、雲南、出雲、大田、浜田、益田、隠岐島後、隠岐島前

実習費用

旅費（宿泊費等含む）及び実習期間中の傷害保険及び損害保険については島根大学の規程に基づき支給します。

**SHIMANE
AKAHIGE
BANK**



医師募集キャラクター

赤ひげ先生

◇実習スケジュール例（大田地域）

初日		2日目		3日目	
10:00	県央保健所集合 管内概況説明（県央保健所）	09:00	外来実習（公立邑智病院）	09:00	精神保健福祉施設実習 （亀の子工房）
11:00	移動	11:00	移動		
12:00	（昼食）	12:00	（昼食）	12:00	（昼食）
13:00	訪問診療実習 （医療法人仁寿会 かわもと診療所）	13:00	診療所実習 （渡辺医院）	13:00	実習報告会（県央保健所）
			診療所実習 （川上医院）	14:00	解散
18:00	刈刈ンテソリ・救急外来実習 （公立邑智病院）	17:00	宿泊（あすてらす）		

訪問診療や夜間の救急外来実習、往診を含む診療所実習、また精神保健福祉施設実習等、多彩なプログラムを用意しています。

